

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

公務員以外の方

公務員の方については申請等が必要です。詳細が決まり次第掲載いたします。

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、届出が必要です。子育て支援課までご連絡ください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

※対象の方には5月中旬頃に案内通知を郵送いたします。ご自身が古賀市から本給付金を受ける対象であるにも関わらず、通知が届かない場合は子育て支援課にご連絡ください。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月頃に支給します。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

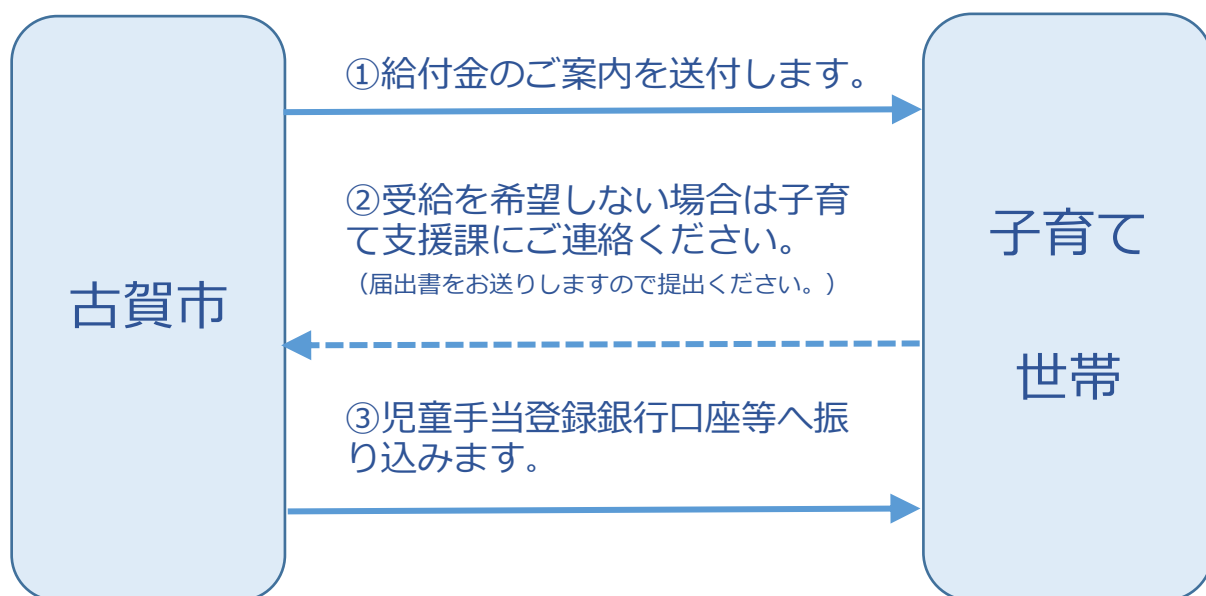
【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、子育て支援課までお問い合わせください。

申請は不要です。
古賀市では、6月頃に支給する見込みです。



支給に当たっての注意事項

支給対象者について

○ 令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※ 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注) 1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

○ 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと（令和2年3月に中学校を卒業した児童）又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。

○ 令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

○ また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市町村にお問い合わせください。

- 令和元年度までの児童手当の現況届を提出していない方は、現況届の提出後、対象者かどうかの判定をします。支給対象の場合は、提出後の支給となりますのでご注意ください。
- 児童手当の申請後、書類不備等で認定が遅れ、保留になっている方は、書類提出後、対象者かどうかの判定をします。支給対象の場合は、提出後の支給となりますのでご注意ください。
- ※ 対象者の方には5月中旬頃、古賀市より案内通知を郵送いたします。上記要件を満たし、古賀市から本給付金の支給対象者であるにも関わらず、案内通知が届いていない方は、子育て支援課にお問い合わせください。

対象児童について

- 令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さん
(注) 令和2年4月1日以降にお生まれになったお子さんは対象となりません。
- 令和2年3月に中学校を卒業したお子さん（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したお子さん）
- 令和2年3月分の児童手当の対象となっていたが、死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていないお子さん
- ※ 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

支給額について

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

申請について

- 支給を受ける場合には、特段の申請は不要です。
 - ※ 基本的に、令和2年3月31日時点で住民票がある市区町村が同年4月分の児童手当を支給する市区町村になります。
 - ※ DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、古賀市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けられる場合がありますのでご相談ください。

支給先について

- 原則として、令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。

※ 下記の場合に限り「支払先口座届出書」の提出により支払先を再指定することができます。

- ・ 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合。

→「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、ご指定の金融機関名・支店番号・支店名・口座番号・口座名義人のわかるページのコピーを添付し、子育て支援課まで届出ください。※口座名義人は児童手当の支給を受けていた方に限ります（児童名義は不可）。

届出締切：令和2年5月27日（水）必着

※届出が遅れますと、6月頃の本給付に支障がある場合があります。ご注意ください。

- 4月分以降も児童手当の支給を受ける方で、支払口座の変更を希望される方は、児童手当の口座変更手続きをしてください。※この場合も口座名義人は児童手当の支給を受けている方に限ります（児童名義は不可）。

届出締切：令和2年5月25日（月）必着

※届出が遅れますと、児童手当の6月定時払いに支障がある場合があります。ご注意ください。

支給の辞退について

- 支給を受けることを辞退する場合は、至急子育て支援課にご連絡ください。「受給拒否の届出書」をお送りいたしますので、必要事項を記入し提出ください。令和2年4月1日以降に転入された方は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が届出先になりますのでご注意ください。

古賀市からの問い合わせについて

- 申請内容に不明な点があった場合、古賀市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに古賀市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

その他

- 支給対象者に対し、令和2年3月31日時点において古賀市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和2年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金を支給されません。
- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

お問い合わせは



古賀市役所 子育て支援課
電話：092（942）1157